

業 務 仕 様 書

1 件名

A I 人材育成・共創マッチング支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

国内のA I 研究をけん引する東京大学松尾・岩澤研究室（以下「松尾研」という。）との連携・共創により、A I 技術を活用した県内の課題解決の取組を通じて、次世代の実践的なA I 人材を育成する。また、A I を活用した「地域課題解決の先進地」を目指し、幅広い世代を対象とした人材育成やスタートアップとの共創マッチング、実践により、県内への人材定着につながる「愛媛モデル」を構築する。

4 業務内容

受託者は、県及び松尾研、県内大学等と密に連携し、以下の業務を遂行すること。

(1) 松尾研主催「G C I 講座」を核としたA I 人材育成支援業務

受託者は、松尾研と密に連携し、松尾研が主催する「グローバル消費インテリジェンス寄付講座」（以下「G C I」という。）の受講生の獲得及び修了までの伴走及びその後のキャリア追跡までを一貫して実施すること。

(ア) 受講生募集及び広報活動（受講生の確保）

G C I 年間受講者数 150 名の目標達成に向け、大学生・高専生・専門学校生・高校生・中学生及び社会人学生等をターゲットとした戦略的な集客施策を講じること。

① 合同説明会の企画・運営

- ・ G C I 募集の時期（下半期募集：8～9月、上半期募集：1～2月）に合わせ、県内大学等において合同説明会（含む集客支援、会場運営）を実施すること。

② 県内各機関と連携した広報展開

- ・ 県内大学（情報系学部・I T 基礎講座等）、高専、専門学校、高等学校に対し、ターゲット別に最適化した広報資材の作成及び周知を行うこと。

(イ) 伴走支援及び修了率向上支援（育成・定着）

受講生が途中で脱落することなく、全国平均を超える 20%以上の修了率を達成するため、リアルとオンラインを組み合わせた伴走支援体制を構築すること。

① 「えひめG C I コミュニティ」の運営、関連イベントの企画・運営

- ・ 年間を通じて、チャットツール等を活用し、G C I 受講生間での悩み共有や講義内容のフォローアップを行う場を設けること。
- ・ G C I 受講生間で受講にあたっての情報共有や意見交換等を行う「フィードバック会」を講座開催期間中及び修了後にリアルで開催すること。

- ・ 受講生のモチベーション維持及び相互学習を促進するため、月次の交流会や勉強会を定期的を開催すること。
- ・ 学生の受講状況の把握・分析及び脱落防止や定着に向けた対応方針の検討・推進を行うこと。
- ・ 年度末には県知事への修了報告会を企画・運営支援し、受講生の達成感醸成と成果の可視化を図ること。

②G C I 修了生のキャリア追跡

- ・ 講座修了生の進路（就職、起業、インターンシップ等）を把握するための追跡調査を実施し、本県産業のハブとなるA I人材のデータベース化に努めること。

(2) 大都市圏A Iスタートアップとの共創マッチング支援業務

A Iスタートアップと県内企業・学生を繋ぎ、地域課題の解決に挑む実践的な経験の場を創出することで、社会に出て即戦力となる人材を育成する。

(ア) マッチングイベントの企画・運営

大都市圏の高度な技術を持つA Iスタートアップと、課題を抱える県内企業との接点を創出すること。

①松尾研発スタートアップ等と県内企業の共創マッチング

- ・ 松尾研発スタートアップ等、県内産業への貢献が期待できる企業を複数社招聘し、県内企業とのピッチ&マッチングイベントを官民共創拠点「E:N BASE」で実施すること（年2回程度）。
- ・ 本イベントにはG C I 講座修了生や県内大学の情報系学部生、高専生等を同席させ、実際の案件組成（プロジェクト立ち上げ）のプロセスを経験させる場を提供すること。また、案件組成後は、学生がインターンとしてプロジェクトに参加できるようサポートすること。
- ・ 県内企業、金融機関等にも案内を行い、地域一体となった共創環境を構築すること。

②大学生等とトライアングルエヒメ採択企業とのインターンマッチング

- ・ G C I 講座修了生及び県内大学生を主な対象とした、「トライアングルエヒメ」プロジェクト採択企業や県内事業者へのインターンシップマッチング会を開催すること。マッチング会は、リアル、オンライン等、効果的な方法で実施すること。
- ・ インターンシップは、学生が県内企業の課題解決に向けた実務（開発や実装検証等）に深く関与できる「実践型インターンシップ」とし、本県の地域課題解決に直接貢献できる即戦力人材を育成すること。
- ・ 希望する学生が県内外の先進的なデジタル企業で実践的な実務経験を積めるよう、企業側の受け入れ調整及び学生側の参加勧奨を一括して行うこと。

※マッチング後のインターンシップの実施にあつては、「トライアングルエヒメ2.0」事業における「AI人材育成枠」の活用（研修費等を支援）を想定している。

(イ) 共創プロジェクトの組成及び実践型インターンシップの伴走支援

- ・ インターンシップ参加学生の活動状況を定期的にヒアリングし、プロジェクトへの定着を支援するとともに、将来的な県内定着（県内企業への就職や起業等）に向けたキャリア形成支援を行うこと。

5 業務計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基に具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。
- (3) 本業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を提出し、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 受託事業者は、愛媛県と国立大学法人東京大学大学院工学系研究科との「高度 AI 人材育成及び循環の推進に向けた連携・協力に係る協定（令和 8 年 2 月 2 日）」を踏まえた事業推進を行うとともに、別途、愛媛県デジタルシフト推進課において公募する「トライアングルエヒメ 2.0 管理・運営業務」と事業連携を行うこと。

6 業務の再委託

- (1) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行うために必要と認められるときは、本業務の一部を委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託の範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物等の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に譲渡すること。また、受託者は、県及び県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。た

だし、成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

- (2) 成果物等に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (3) 第三者から著作権侵害等の異議申し立て、紛争の提起がなされた場合は、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を遵守し、県と受託者で十分に協議を重ねながら、双方共通認識のもとで業務が進むよう留意すること。
- (2) 本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。
- (3) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議の上決定すること。